

東山区特殊詐欺被害防止対策に関する協定書

東山区地域福祉推進委員会（以下「甲」という。）、京都府東山警察署（以下「乙」という。）及び京都市東山区役所（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が連携して、特殊詐欺被害防止対策に取り組み、もって京都市東山区に居住する高齢者等が住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるまちづくりを実現することを目的とする。

（連携の内容）

第2条 甲、乙及び丙は前条に定める目的を達成するために、以下の事項について連携し実施する。

- (1) 特殊詐欺の被害状況等に関する情報の提供
- (2) 特殊詐欺被害防止のための各種広報啓発
- (3) その他特殊詐欺被害防止に資する取組

（情報の提供）

第3条 乙は、甲及び丙に対し、特殊詐欺の現状や効果的な被害防止、その他必要な情報の提供を適宜行う。

（広報啓発の実施）

第4条 甲、乙及び丙は、区民が自ら特殊詐欺の被害防止に取り組み、又は、地域において特殊詐欺の被害を防止する気運が醸成されるよう、注意喚起や広報啓発に努めるものとする。

2 乙は、現に区内において特殊詐欺又はその予兆と認められる事案が連続して発生した場合は、甲及び丙に連絡するものとし、連絡を受けた甲及び丙は各種広報啓発活動の強化に努める。

（連絡・調整）

第5条 丙は、甲及び乙が円滑に特殊詐欺被害防止対策を実施できるよう、必要な連絡及び調整を行う。

（期限）

第6条 この協定の有効期限は、本協定の締結の日から起算して1年とする。

ただし、この期間満了の30日前までに甲、乙、丙いずれからも協定解除の申し出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めないもの及び協定の事項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙署名押印の上、各1通を保有する。

令和3年10月19日

甲 東山区地域福祉推進委員会委員長

岩井増枝



乙 京都府東山警察署長

福見竜也



丙 京都市東山区長

高畑重勝

